

## 第24講 証拠法（1）——関連性

前科証拠による犯人性の立証の可否

p. 209 A

### 規範

（原則論）前科証拠は、犯罪性向といった実証的根拠の乏しい人格評価につながりやすく、事実誤認を生じる恐れがあり、また争点が拡散する恐れがあるから、関連性が認められない。

（例外）前科に係る犯罪事実が顕著な特徴を有し、それが起訴にかかる犯罪事実と相当程度類似する場合には、第三者による犯行である可能性が低下し、人格評価を媒介せずに前科に係る犯罪事実と起訴に係る犯罪事実の犯人が同一であることを合理的に推認でき、関連性が認められる。

### Point

- 類似事実の場合は、「前科に係る犯罪事実」を、「類似する犯罪事実」と書けばよい。「類似事実」と「前科証拠」を書き間違えないように注意する（「令和2年司法試験採点実感」）。
- 例外がなぜ認められるかまで論じる必要がある（「令和2年司法試験採点実感」）
- 例外は、同様の行為を行う者が他にも存在する可能性が著しく低い場合に認められる（古江『事例演習』p. 329）。そのため、一般的な犯罪の手口については、顕著な特徴とは言えない。
- 当てはめでは、一致する点を指摘して、それが「顕著な特徴」に当たるか、または一般的な犯罪の手口が偶然一致したに過ぎないかを論じる。

過去問（司法）：H19, R2

過去問（予備）：H28, R6

過去問（実務基礎）：

前科証拠による主観的要素の立証

p. 214 B-

### 規範

（原則論—「前科証拠による犯人性立証の可否」と同じ）

（例外）もっとも、客観的要素が他の証拠によって認められ、犯行態様が類似している場合、過去の犯行の知識経験から故意や違法性の認識があったことを推認することは、人格評価を媒介としない合理的な推論であるから許される。

### Point